

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年10月6日

金曜日

第5142号

目次

公 告

○農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更	1
○随意契約の相手方等の公示	17
○農地を利用する権利の設定の裁定	18
○土地改良区の役員の就退任	19

公 告

農村地域への産業の導入に関する基本計画の変更

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号）第4条第1項に規定する農村地域への産業の導入に関する基本計画を変更したので、同条第6項の規定により次のとおり公表する。

令和5年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

第1 前 文

1 趣旨

- (1) 本計画は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和46年法律第112号、以下「法」という。）に基づき策定する、第8次の基本計画である。
- (2) 本県の農村地域への工業等（工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業をいう。以下同じ。）の導入については、昭和47年以来、7次にわたり基本計画を策定し、これを指針として計画的に推進してきた。

今日の農村においては、高齢化と人口減少が進展し、地域コミュニティ機能の維持等にも影響がみられるようになってきている。このような中において、農村を振興するため、農村地域の様々な農業者や地域住民が地域で住み

続けられるよう、農業を魅力ある産業にしていくとともに、新たな就業機会が確保されなければ農村から流出することが懸念されるような者や、就業機会が確保されれば都市から農村に流入することが期待される者等に対し、農業以外の選択肢を用意することにより、就業機会の一層の創出と所得の確保を図ることが課題となっている。

一方、産業構造が変化する中で、全就業者数に占める工業等の就業者数のウェイトが低下しているところであり、農村地域の就業機会を確保し、農村の振興を図るためには、地域に賦存する資源を活用した産業など工業等以外の産業の立地・導入を促進することが必要となっており、今後は、法に基づき、担い手に対する農地の集積・集約化等農業の構造改革を進めると同時に、魅力ある農村づくりを進めていくことが重要である。

- (3) 本計画の対象となる「農村地域」とは、法第2条の規定に基づく、平成17年3月31日における富山市の区域を除いた区域である。

2 本県における農業・農村の現状と課題

2-1 農業生産

(1) 農業産出額

本県の農業産出額は、昭和59年の1,359億円をピークに減少し、令和2年で629億円となっている。農業産出額（令和2年）のうち、69%が米となっており、米に依存した農業構造となっている。

一方、園芸産出額は、令和2年で93億円と全国で最下位となっている。また、畜産の算出額は78億円（全国42位）となっている。

(2) 水稻

水稻の作付面積は、近年、約39,000ha程度で推移しており、主食用米は需要減少に伴い面積が減少する一方、非主食用米（加工用米、新規需要米等）の面積は増加している。

令和2年の本県の主食用米の作付面積は33,200haとなり、平成22年と比較して約5,000ha減少している。

(3) 園芸

平成22年度から、稲作だけに頼らない収益性の高い農業を目指して、J A

が戦略品目を定めて生産を拡大する大規模な園芸産地づくりに取り組む「1億円産地づくり」を実施し、水田での野菜生産の取組みを推進してきたところである。

その結果、たまねぎ、にんじん、加工用キャベツなど省力機械体系を確立した品目を中心に面積が拡大し、令和2年度には13.9億円まで販売額が増加している。

2-2 農地及び農業生産基盤

- (1) 耕地面積は、農地の潰廃により減少傾向にあるが、経営耕地面積の減少幅はそれを上回っており、生産力の低下が懸念される。このような中、集落営農の組織化・法人化や、農地中間管理事業の推進等により、認定農業者等への担い手への農地集積が進んでおり、令和2年度では66.5%になっている。
- (2) 優良な営農条件を備えた生産性の高い農地を確保するため、昭和30年代から30a区画でのほ場整備を進めてきたが、さらなる生産コストの低減や高収益作物の導入を図るため、昭和45年からほ場の大区画化（1ha程度）や汎用化等の基盤整備を進めている。
- (3) 荒廃農地は、令和2年で352haと全国で2番目に面積が少なく、新たな発生が抑えられている。

2-3 担い手

- (1) 本県の農業は、農家戸数の減少・農業従事者の高齢化の進行により、生産力の低下や集落機能の維持が課題となっている。

農林業センサスによると、販売農家数が大きく減少している一方、個人経営体の法人化や集落営農の組織化・法人化が進んでおり、農業労働力のうち世帯員等は、令和2年で36,567人と減少幅は小さく抑えられている。

年間150日以上従事する農業従事者は、個人経営体、団体経営体ともに60代、70代の割合が高くなっている。また、新規就農者数は、近年、60名を超えており、そのうち約7割が雇用就農となっている。

- (2) 集落営農

本県では、認定農業者等のいない地域を中心に、集落営農の組織化を推進してきたところであり、令和3年2月時点では、集落営農組織の集積面積は

約2万2千haとなり、県全体の耕地面積の約37%を占めている。

集落営農の構成農家数は、減少傾向にあるが、令和3年2月時点で約2万1千戸が参画しており、畦畔の草刈りや用排水の管理等の農地の維持活動にも重要な役割を担っている。

集落営農の1組織あたり経営面積は、兼業農家の離農や組織の合併などにより拡大している。ただし、令和3年2月時点でも5割強の組織が30ha未満の小規模にとどまっている。

(3) 大規模経営体の育成

本県では、主穀作と園芸等を組み合わせ、周年的に所得と人材を確保することを旨とする「とやま型農業経営モデル」を実践する経営体（集落営農組織含む）の育成を目指してきたところである。

経営耕地面積100ha以上の経営体が令和2年に27経営体となり、農産物販売金額1億円以上の水稲中心の経営体数は、平成27年から令和2年にかけて、約2.8倍に増加した。

2-4 農村・集落

(1) 本県の農家数は急激に減少し、基幹的農業従事者に占める高齢者の割合が高くなっていることから、畦畔の草刈りや用排水の管理等の維持活動の継続が懸念される。

特に、中山間地域における農業は、本県の経営耕地面積の約4割、総農家数の4割強を占めているが、県全体に比べ高齢化が一層進行しており、農業を支える担い手の確保に課題を抱えている集落が多くある。

第2 農村地域への産業の導入の目標

1 導入業種の選定の考え方

農村地域における土地利用に関する計画等による農村振興の方向に即し、地域社会との調和、公害の防止等の環境保全、農村地域の景観との調和及び農業をはじめとする地域産業との協調に留意しつつ、農村地域に成長性と安定性のある産業の導入を図る。

市町村は、実施計画において定める導入すべき産業の業種（以下、「導入業種」という。）の選定に当たっては、次に掲げる事項に即して定めるものとする。

る。

- (1) 安定した就業機会が確保され、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること

就業機会の創出に当たって、産業導入地区における安定的な就業機会及び雇用の質が確保されること。例えば、産業導入地区に常用雇用者が常駐しない事業等や、就業機会が創出されるとしても、雇用創出効果に比して広大な施設用地を要する形態の事業等は望ましくない。

また、農業と導入産業の均衡ある発展のため、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により優良農地が確保され、担い手への農地の集積・集約化等が図られるとともに、より生産性の高い産業部門へと労働力の移転を図り、農村地域における労働力の効率的かつ適正な配分を行うことで、雇用構造の高度化に資すること。

- (2) 地域の実情を踏まえ、地域社会との調和が図られるよう配慮すること

市町村が実施計画において具体的な導入業種を選定するに当たっては、地域の就業構造、ニーズ等を踏まえるとともに、産業の導入により地域社会との間に軋轢が生じることがないように配慮することが必要である。

したがって、地域への社会貢献等を通じて地域社会との調和が図られる業種の導入が望ましい。

- (3) 公害のおそれがない業種を選定するなど、環境保全に配慮すること

導入業種について、周辺地域における他の産業の住民の多くが施設立地による事業環境又は生活環境への影響について懸念を抱くと考えられる場合、周辺地域の環境に対して現実に影響が及ぶ可能性の有無等を踏まえて当該導入業種を判断すること。この場合には、当該導入業種が地域の都市計画の方針に適合するものであることを確認するとともに、地域の産業の特性上、やむを得ず広域的に大規模な集客性のある施設を導入する必要性が生じたときは、その立地により周辺の環境や土地利用、広域的な交通流態等に重大な影響を及ぼすこととならないよう特に留意することが望ましい。

- (4) 地域資源を活用した産業について、積極的な導入が促進されるよう配慮すること

地域の農業と導入業種が相互に補完し合い、そのいずれもが発展するような、地域に賦存する資源を活用する地域内発型産業や農村地域での立地ニーズのある産業の導入を促進すること。例えば、ICT関連産業、医療・福祉サービス、食料品製造業、農産物加工施設、地域農産物等を提供する農産物販売所、農家レストラン、農泊施設、ワイナリー等は、特に望ましい。また、木質バイオマス発電をはじめとした地域資源バイオマスを活用した産業も、これに含まれる。

(5) 農業を業種として選定することも認められること

導入の対象となる「産業」には農業用施設において営まれる農業も含まれるため、その導入を目的とする場合には農業を業種として選定することも認められる。なお、産業が立地するときは施設を整備することが想定されていることから、例えば水田地帯に畑作を導入する場合等は対象とならず、農業用施設における農業が導入業種の対象となる。

2 産業導入地区の区域の設定及び見直しの考え方

本計画において、産業導入地区の区域の設定を通じて農業構造の改善を図ろうとする地域は、農業振興地域を対象に、平成17年3月31日における富山市の区域を除いた全域とする。これらの地域において、地域の農業者の安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整により地域の農地の集積・集約化等を図る。

市町村は、実施計画において定める産業導入地区の区域の設定及び見直しについては、次に掲げる方針に基づいて設定すること。

(1) 各種の土地利用計画との調整を行うこと

産業導入地区の区域の設定に当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画等の各種の土地利用計画との調整方針について、具体的に記載するとともに、各計画の担当部局等とあらかじめ十分調整を行い、合理的な土地利用を図るものとする。

なお、産業導入地区の区域は、地番単位で設定することとする。

(2) 過去に造成された工業団地等の活用を優先すること

市町村においては、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃

農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、産業導入地区の区域を定める際に、その活用を優先することとする。

また、市町村においては、こうした土地について把握を行うとともに、把握した情報を体系化し、事業者適切に開示するよう努める。

(3) 立地ニーズや事業の見通しを踏まえること

産業導入地区への立地を想定していた事業者が立地を取りやめたり、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないように、具体的な立地ニーズや事業実現の見通しを踏まえて区域を設定する。

(4) 環境保全に配慮すること

産業導入地区の区域の設定に当たっては、環境保全の観点から、国立公園、国定公園及び県立自然公園の特別地域、自然環境保全地域、鳥獣保護区の特別保護地区等良好な自然環境を形成している地域並びにこれらの地域に大きな影響を及ぼすおそれのある地域については、産業導入地区に設定しない。

また、その他の自然環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域等）に産業導入地区を設定する場合には、自然環境への重大な影響がないように十分な配慮をする。

3 配慮事項

- (1) 既存企業を含めた地域産業の振興を図る観点から、導入企業と既存企業との交流を促進する。この場合において、既存企業の技術力、製品開発力、販売力等の向上や環境の保全に留意し、バイオマスを活用したエネルギーの開発利用、地域住民・企業等自らによる起業化又は新分野進出への支援、産業導入地区の就業環境及び生活環境の改善、企業相互又は企業と試験研究機関等の公的機関との連携関係の構築を通じた人、物、技術等の広域的かつ濃密な交流の促進等を図り、地域の特色を生かした産業の導入に努める。

また、導入企業は、快適な職場環境及び生活環境の確保、周辺地域の環境との調和、緑地等の施設の地域への開放を行うなど、従業員又は地域住民からの要請にも応えるよう配慮する。

- (2) 労働力需給等の地域における雇用の動向を踏まえた計画的な企業導入に努

めるとともに、導入産業における労働力の確保に当たっては、在宅通勤圏の広域化等を十分踏まえ、公共職業安定所や関係市町村の連携の下に、地域の労働力需給が量的にも質的にも整合性のとれたものとなるよう努める。

この場合においては、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備、若年者等の地元就職の促進に配慮する。

第3 農村地域に導入される産業への農業従事者の就業の目標

- (1) 農村地域への産業の導入に伴い増加する労働力の需要に対しては、地域の実情に応じた多様な担い手の育成・確保に配慮しながら、導入産業の特質に応じ、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者からの労働力を重点的に充てることにより、これらの者の安定した就業機会の確保を図る。
- (2) この場合において、県及び市町村は、地域社会の年齢構成、男女比率、労働力需給の状況等に留意しながら、農業従事者の就業の意向を適切に把握し、農業以外の産業に就業を希望する中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化を図る。
- (3) また、労働条件面等で若年層に魅力ある雇用機会づくりに配慮するとともに、雇用の安定、適正な労働条件の確保、労使関係の安定促進及び労働者の安全と健康が確保される職場環境の整備並びに田園回帰の動きに対応した人材の地方還流の円滑化に努めるものとする。

第4 農村地域への産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- (1) 農村地域及びその周辺の地域における自然的、経済的、社会的諸条件、需要の動向及び地域の特性に対応した農業生産の方向を考慮し、食料・農業・農村基本計画（令和2年3月31日閣議決定）や農林水産業・地域の活力創造プラン（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定、令和4年6月改訂）、富山県総合計画「元気とやま創造計画ーとやま新時代へ 新たな挑戦ー」（平成30年3月策定）、富山県農業・農村振興計画（令和4年3月策定）で示された政策の方向に即し、農業構造の改善を図るよう努める。
- (2) この場合において、農村地域への産業の導入により、農業従事者、特に副業的・自給的な農業に従事する者の地元における農業外の就業先の確保を促

進するとともに、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者等の地域の中核的な農業経営者たる担い手への農用地の面的なまとまりのある形での利用の集積及び農業経営の法人化を図ることにより、国際化に対応し得る生産性の高い農業の確立に努める。

また、農業を支援する機能を有する産業と地域の農業が相互に補完しあい、農産物の高付加価値化等により農業の振興を図ることにも配慮する。

- (3) 農業の構造改革の喫緊性が一層高まる中、農地の集積・集約化が図られるよう、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想の内容や、「地域計画（人・農地プラン）」の内容等に留意するとともに、農村地域への産業導入の促進が農業構造の改善を阻害しないことが必要である。
- (4) 農業従事者の他産業への就業動向に即しつつ、農業生産基盤の計画的整備を重点的かつ効果的に推進するとともに、農村地域における定住条件の整備を一体的に推進することにより、活力と潤いのある農村社会の建設を進めるものとする。

第5 農村地域への産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

- (1) 農業振興地域整備計画が定められている地域において、やむを得ず産業導入地区に農用地等を含める場合、市町村は、産業導入地区の区域を設定する際の調整について、下記の考え方に基づく具体的な方針を実施計画に定めるものとする。

ア 農用地区域外での開発を優先すること

市町村の区域内に、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく市街化区域又は用途地域が存在する場合には、これらの地域内の土地を優先的に産業導入地区の区域として設定するなど、農用地区域外での開発を優先すること。

イ 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

農用地等において導入産業の用に供する施設を整備することにより、集団的まとまりを持つ農用地の中央部に他の用途に用いられる土地が介在し、

高性能農業機械による営農への支障が生じたり、小規模の開発行為がまとまりなく行われ、農業生産基盤整備事業の実施や農地中間管理事業等の農地流動化施策の推進へ支障が生じるなど、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じる事態が起きないようにすること。

ウ 面積規模が最小限であること

産業導入地区の区域として設定する面積が、事業者の立地ニーズを踏まえ、導入産業の用に供するために必要最小限の面積であること。

エ 面的整備（区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓）を実施した農用地を含めないこと

土地改良事業等で、区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓に該当するものを実施した農用地について、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、産業導入地区の区域に含めないこと。また、農業用排水路整備等の線的整備を実施した農用地についても、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過していないものは、当該事業の趣旨を勘案のうえ、産業導入地区の区域に含めることの可否を慎重に検討すること。

オ 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（農地中間管理機構関連事業）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農用地について、農地中間管理権の存続期間中は産業導入地区の区域に含めないこと。また、農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地についても、産業導入地区の区域に含めないこと。さらに、農地中間管理権の存続期間が満了した農用地についても、上記アからウまでの考え方に基づき、やむを得ない場合でなければ産業導入地区の区域に含めないこと。加えて、農地中間管理事業の重点実施区域（地域計画の区域）内の農用地以外での開発を優先すること。

なお、「農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農用地」については、農地中間管理機構関連事業に係る土地改良事業

計画について、県知事により工事着手の前に公告・縦覧が行われたものがこれに含まれる。また、当該公告・縦覧が行われる以前であっても、農地中間管理機構関連事業を行うことを前提に、現地調査や地権者への説明等の事前準備作業に着手し、農地中間管理機構関連事業を行う予定地として相当程度決定されている農用地もこれに含まれる。優良農地の確保に係る政策との整合性を確保する観点から、このような農用地を把握することができるよう、県の農政部局と十分調整を行うこと。

また、重点実施区域が市町村において広範に設定されている場合であって、重点実施区域外に適当な施設用地がないとき等の重点実施区域内の農用地への産業導入地区の区域設定を検討せざるを得ない事情がある場合には、県の農政部局等と産業導入地区の区域と重点実施区域の関係について十分調整を行うこと。

- (2) 施設用地と農用地等における土地利用の調整にあたっては、土地利用の現況及び動向を勘案し、県都市計画部局等の関係機関とあらかじめ十分調整を行うものとする。

第6 農村地域に導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

農村地域への成長性と安定性のある産業の導入を促進するためには、事業者のニーズを的確に把握しながら産業基盤の整備や生活基盤をはじめとする定住条件の整備を促進することが重要であり、次の施策の実施に努める。

この場合において、本制度に基づく税制、融資、予算等の支援措置や、業種横断的な設備投資に係る税制上の措置等の活用を図り適切な産業施設の立地を図る。また、地域再生法（平成17年法律第24号）、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）等に基づく施策との連携に努めるとともに、農村地域の持つ良好な環境を生かしつつ定住条件の整備を進め、これらを通じてゆとりと豊かさを実現できる産

業・生活空間の形成に努める。

また、市町村単位で整備することが困難なものについては、県、関係市町村等の連携により効率的に整備を進めるよう配慮する。

1 産業基盤の整備

地域社会との調和に配慮し、地域の特色を生かした産業が導入されるよう、導入産業の特性及びニーズを十分に把握の上、適切な立地条件を有する産業導入地区の計画的な設定を促進しつつ、産業基盤の整備を促進することが重要である。

こうした観点から、周辺地域を含む地域全体の産業の立地動向、市場への近接性、交通インフラの整備状況等を勘案の上、産業の立地・導入に必要な用地や道路等の整備を計画的に進めるとともに、関係機関・団体等の協力を得て、産業導入地区を含む農村地域及びその周辺の広域な地域にわたる技術者の確保、関連企業との交流・連携等を進めるよう努める。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

産業の円滑な導入を図るとともに、定住等及び地域間交流の促進に資するため、農村地域の住みよい生活環境づくり、地域社会づくりなど定住等及び地域間交流の条件の整備を計画的に進める。定住等及び地域間交流の条件の整備は、複数の市町村からなる広域的な視点も考慮し、産業の導入が十分に行われておらず、安定した就業機会が不足している地域に特に重点を置き実施されるよう配慮する。また、地域社会のニーズを十分に把握して、生産基盤と生活基盤の一体的整備及び文化の振興に努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の農村地域に導入される産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

農村地域への産業の導入に伴う労働力の需要に対しては、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者及びその家族を重点的に充てることとし、中高年齢者就業の円滑化、日雇・出稼ぎ等の不安定就業者の地元における安定就業の促進並びに新規学卒者及びU I J ターン等の移住希望者を始めとする若年層の定着化が図られるよう、市町村等関係機関との連携をとりながら地域の労働力需

給の調整を図る。

2 農業従事者の産業への就業の円滑化

農業従事者のほか、地域住民、地域への移住者等が円滑に就業することを促進するため、次の施策を実施する。

(1) 雇用情報の収集及び提供

導入企業の労働力需要と地域の労働力供給との円滑な結合を促進するため、地域の労働市場の動向、導入企業の労働条件、職業内容等の雇用に関する情報を収集し、企業、農業従事者等への提供に努める。

(2) 職業紹介等の充実

農業従事者のほか、地域住民及び地域への移住者等がその希望及び能力に応じて導入産業に就業できるよう職業相談、職業指導及び職業紹介に対応できるよう体制づくりに努める。

この場合において、地元農業従事者、特に中高年齢者が導入産業に円滑に就業できるようにするため、職業転換給付金制度、地域雇用開発助成金制度等の積極的な活用に努める。

また、労働者の雇用の安定を図るため、雇用安定事業による助成等の雇用環境の整備に努めるとともに、労使関係の安定促進等に必要な措置を講ずる。

さらに、労働力需給の不適合の解消に資するよう、雇用管理の改善や求人・求職条件面での指導を実施するとともに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

(3) 職業能力開発等の推進

職業紹介との連携を密にしつつ、導入産業への中高年齢者等の円滑な就業を促進するため、職業転換給付金制度等の活用と相まって既存の公共職業能力開発施設、企業内の職業訓練に対する助成制度等を活用することにより、機動的な職業訓練と職場適応訓練を実施する。

この場合において、技術革新や情報化の進展に留意しつつ、地域や導入企業のニーズ等に応じた公共職業訓練の弾力的な実施、新技術に関する研修の充実及び国内産業の高付加価値化や新分野への事業展開を担う人材の育成に

資する職業訓練や自己啓発等の能力開発に対する支援対策に努めるとともに、企業において雇い入れた農業従事者等の能力開発が継続的に行われるよう、適切な指導援助に努める。

第8 農村地域への産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他事業に関する事項

農村地域への産業の導入と相まって、農業構造の改善を図るため、次の施策を実施する。

1 担い手の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を実現するため、市町村における「地域計画（人・農地プラン）」の策定を通じて地域の話し合いと合意形成を促しつつ地域における担い手を明確化した上で、農地中間管理機構の活用等を通じ、担い手に対する農地の集積・集約化を進め、担い手を中心とした地域農業の早期確立を図る。

また、農地の流動化の推進にあたっては、導入された企業への雇用期間が長い者や役職等の要職に就いている者等の安定的な就業機会が確保されている者からの農地提供を促進するなど、重点的かつ効果的な実施に努める。

2 農業生産基盤及び農業施設の整備

効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るため、その基礎的条件である農業生産基盤の計画的な整備を図ることとし、特に農地の集積・集約化に資する農地整備事業と農地中間管理機構との連携のさらなる強化や農地の大区画化・排水改良等の基盤整備を一層推進するとともに、農業生産近代化施設及び農産物の流通加工施設の整備を推進する。

第9 その他必要な事項

1 環境の保全等

実施計画の策定及びこれに基づく具体的な産業の導入にあたっては、環境基本法（平成5年法律第91号）、富山県環境基本条例（平成7年富山県条例第46号）等関係諸法令、富山県環境基本計画等に基づき、必要に応じて環境に与える影響を調査検討し、優れた自然の保全及び森林、農地、水辺地等における自然環境の維持・形成に努めるとともに、公害の防止はもとよりエネルギー利用

の効率化、健全な水循環機能の保全、適正なりサイクル・廃棄物処理等により、大気環境、水環境、土壌環境等への負荷をできる限り増加させないように努める。

また、交通量の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑化を図るとともに、道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮する。

2 農村地域の活力の維持増進への配慮

本県の農村地域は、その多くが若年層等の人口の流出、高齢化の進行等による活力の低下がみられるため、地域社会の活力の維持増進にも配慮して、人口の流出の抑止や新規学卒者等の若年者の地元就職及びU I J ターン等の移住希望者の雇用機会の確保に資するよう、産業の導入や定住条件の整備及び職業紹介等を総合的に進める。

3 過疎地域等への配慮

農村地域への産業の導入は、過疎地域、山村地域等における人口流出の抑止、地域経済の発展等地域振興に果たす役割が大きいことを踏まえ、産業の導入に当たっては、これらの地域の振興に関する施策との連携を積極的に図り、その円滑な実施が図られるよう努める。

4 農業団体等の参画

実施計画策定の段階から農業団体、商工団体等の関係団体の参画を図り、産業の導入及び農業構造の改善を促進するための措置等について、その円滑な実施が図られるよう努める。また、導入後も企業が円滑に定着できるように、これらの団体の参画により諸問題の解決が図られるよう配慮する。

5 関係部局間の十分な連携等

農村地域へ導入された企業と地域社会との相互理解を深め、活力ある地域社会の形成を図るため、県、市町村、導入企業、農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関等の連絡調整体制の整備に努める。

また、本制度は産業導入促進、就業促進及び農業構造改善を一体として推進するものであることを踏まえ、県及び市町村の商工関係部局と農林関係部局を中心とした関係部局間の密接な連携を図り、施策の推進や情報の共有等に努める。

6 企業への情報提供等

県及び市町村においては、産業導入地区に関する情報、企業に対する支援措置等について、企業等に周知徹底を図るとともに、企業訪問等による産業導入地区への産業の導入の広報活動を積極的かつ継続的に進める。また、立地後の企業についてもその定着化を図るために必要な指導その他の援助を行う。

これらを効果的に行うため、農村地域への産業の導入を円滑に推進するために農林水産省及び北陸農政局に設置された「農村地域産業導入支援施策活用窓口」の活用を図るとともに、農村地域への産業の導入に関する情報の収集及び提供、地方公共団体と企業との間に立ったあっせん活動、立地企業の情報交換・交流促進等を行う一般財団法人日本立地センター、一般財団法人都市農山漁村交流活性化機構等の活用を努める。

その際、企業等が活用可能な企業立地・設備投資促進に係る施策が多岐にわたることから、上記の窓口や関係機関の活用・連携も図りながら、企業に対して適時適切に積極的な情報提供等を行うものとする。

7 遊休地解消に向けた取組

定期的に遊休地の把握を行い、既存の産業導入地区内において、過去に造成された工業団地、再生利用が困難な荒廃農地等の活用されていない土地が存する場合には、当該土地の活用を図るものとする。

また、既存の産業導入地区内において、企業立地の見込みがなく、引き続き農地としての利用が続いている土地については、産業導入地区の区域を縮小や廃止、農用地区域へ編入等を検討する。

8 撤退時のルールについて

立地を想定していた企業がその立地を取りやめるような事態又は立地後すぐに撤退するような事態が生じないように、実施計画策定の際に事業者の具体的な立地ニーズや事業実現の見通しに関して市町村と事業者との調整を了した上で産業導入地区の区域を設定する。

また、立地企業がやむを得ず撤退することになった場合に備え、跡地の有効活用が可能となるよう撤退に関する情報を可能な限り早期に市町村に報告する仕組みや、撤退した場合の施設の撤去義務、費用負担等に関する事項及び施設を

存置する場合の代替企業の確保義務の明確化等のルールを実施計画に盛り込み、企業の立地時に同意を求めるよう努める。

9 実施計画のフォローアップ体制の確保

市町村は、産業導入地区、当該区域に係る土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルールづくり等について、当該市町村自らが定期的に確認するとともに、当該確認の結果を国及び県に共有するよう努める。

確認の結果、遊休地の発生をはじめ産業の導入の促進が適切に進展していない場合や、農業従事者の就業の目標・農業構造の改善に関する目標の達成が明らかに見込まれないと認められる場合などにおいては、市町村は、その理由や今後の方策等について検討を行い、事業計画の変更、縮小及び廃止を含め制度運営の改善等を図る。この場合においても、当該検討結果等について、国及び県に共有するよう努める。

市町村は、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号）の施行前に既に定められた実施計画についても、フォローアップ体制の確保に努める。

10 計画策定の留意事項

実施計画の策定にあたっては、農業者その他事業者の意向、地域住民の利害関係等を十分調整することが必要であるため、関係農業団体、商工団体等の代表者、学識経験者等で構成される審議会の活用を努める。

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和5年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

校務用LAN更新およびサービス提供業務

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県教育委員会教育企画課 富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年8月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック行政システム事業本部 富山市牛島新町2番2号

5 随意契約に係る契約金額

158,928,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であつて、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたので、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和5年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積
--------	----	----

氷見市島尾582番1	田	743㎡
氷見市島尾972番	田	732㎡
氷見市宮田206番1	田	772㎡

2 農地を利用する権利の内容等

地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
島尾582番1 宮田206番1	利用権	令和5年12月31日	9年3月	1,359円
島尾972番	利用権	令和5年12月31日	4年1月	292円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 横田 美香
富山市舟橋北町4番19号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人 杉本 一男

5 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

土地改良区の役員の退任

布尻土地改良区の役員であった次の者が令和5年9月27日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

令和5年10月6日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	出町 幸男	富山市布尻 707番地1
同	槻 隆義	同 同 686番地3

同	中田敏夫	同	同	533番地
同	布尻秀樹	同	同	532番地
同	森田至彦	同	同	544番地
同	山田諄太郎	同	同	858番地
同	野崎伸一	同	町長	73番地
監事	谷井達夫	同	布尻	685番地
同	野崎一幸	同	町長	181番地

土地改良区の役員の就任

布尻土地改良区の役員に次の者が令和5年9月28日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

令和5年10月6日

富山県知事 新田 八朗

職名	氏名	住所
理事	出町幸男	富山市布尻 707番地1
同	出町治雄	同 同 856番地
同	布尻秀樹	同 同 532番地
同	山田学	同 上大久保 305番地7
同	野崎孝弘	同 町長 203番地2
監事	小川知香史	同 布尻 671番地
同	今井博人	同 今生津 112番地1